条約の説明書

所得に対する租税に関する二重課税の 回避の防 止のため の日本国とアゼルバ 除去 イジャン共和国との間 並 びに脱税及び 租税  $\mathcal{O}$ 

外

務

省

次

 $\equiv$ 

三

兀

条約と現行条約との事項別対照表…………

ページ

### 1 条約の成立経緯

年) 十二月二十七日にバクーにおいて、 エト社会主義共和国連邦政府との間の条約(以下「現行条約」という。)の内容をアゼルバイジャンとの間で改正するため、令和三 条約の署名が行われた。 (二千二十一年) 五月から政府間交渉を行ってきた。その結果、 昭和六十一年(千九百八十六年)に効力を生じた所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィ 日本側在アゼルバイジャン和田大使とアゼルバイジャン側ジャバロフ経済大臣との間でこの 条約の案文について最終的合意に達し、 令和四年(二千二十二

#### 2 締結の意義

結により、 に対処するため、条約の濫用を防止するための規定等、 する源泉地国課税を更に軽減している。また、この条約は、このような軽減措置の拡大と併せ、より効果的に脱税及び租税回避行為 ルバイジャンとの間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得 この条約は、 人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される 脱税及び租税回避行為を防止するとともに、 現行条約の内容をアゼルバイジャンとの間で全面的に改正し、新たな条約として合意するものである。我が国とアゼ 現行条約には含まれていない規定を新たに設けるものである。 我が国とアゼルバイジャンとの間で課税権の調整が更に図られることとな (配当、 利子及び使用料)に対 この条約の締

### 条約の主要な内容

この条約は、前文、本文三十一箇条及び末文から成り、その主要な内容は、 次のとおりである。

## 適用対象及び定義に関する規定

人的施設の範囲について規定している この条約は、 「権限のある当局」、 一方又は双方の締約国の居住者に対し、 方の締約国の居住者」等の用語の意義を定義するとともに、 (第三条から第五条まで)。 所得に対する租税について適用することを規定している(第一条及び第二 双方居住者の振分けの方法及び

## 二重課税の回避等のための規定

2

び使用料については、 0 て免税とすること は、 ことができること(第十六条)、 役務提供地国において課税することができること(第十五条)、 合又は当該他方の締約国内に百八十三日以上滞在する場合にのみ、 の居住者である個人が独立の人的役務の提供によって取得する所得については、当該個人が他方の締約国内に固定的施設を有する場 な関係がある場合における所得の計算方法及びその場合の課税上の調整方法 に は、 (第十七条)、 居住地国においてのみ課税することができること 認識して課税対象とすること 泉地国において課税することができること いて課税することができること及び当該恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格 派遣元の国においてのみ課税することができること等 動産所得については、 給与所得については、 不動産等の譲渡収益については、 「該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、 退職年金等については、 (第二十条)、 源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること等(第十条から第十二条ま 不動産所在地国において課税することができること(第六条)、 役務提供地国における滞在期間が百八十三日を超えないこと等の一定の要件を満たす場合を除くほか、 (第七条) 匿名組合契約等に関連して匿名組合員が取得する所得については、 個人が芸能人等として取得する所得については、 居住地国においてのみ課税することができること(第十八条)、 当該不動産等の所在地国において課税することができること等 並びに船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得については、 (第二十一条) (第八条)を規定するとともに、 (第十九条)、学生等が受け取る一定の給付については、 並びにその他の所得については、 法人の役員報酬については、 当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国に 当該他方の締約国において課税することができること (第九条) について規定している。 役務提供地国において課税することができること 両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特 一方の締約国の企業の事業利得につい 当該法人の居住地国において課税する 居住地国においてのみ課税することが 一定の要件を満たす場合には、 (第十三条)、一方の締約国 政府職員の報酬等について また、 滞在地国にお 配当、 (第十四 利子及 7

# 3 二重課税の除去の方式に関する規定

きること等

(第二十二条) を規定している

`条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去することを規定している

#### 相互協議手続

4

権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることを規定している(第二十五条)。 この条約の規定に適合しない課税について、 権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国

5 税務当局間の協力

する徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等(第二十七条)について規定している。 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること(第二十六条)を規定するとともに、 滞納租税債権一般を対象と

6 条約の濫用を防止するための規定

定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定し この条約の特典の濫用を防止するため、 第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が

効力発生及び適用

ている (第二十九条)

了したことを確認する通告を行うこと及びこの条約は、 ている。また、この条約の適用の時期等について規定している。 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完 遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることを規定し (第三十条)

8 その他

を規定するとともに、この条約の終了(第三十一条)について規定している。 租税に関する無差別待遇 (第二十四条)、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権とこの条約との関係 (第二十八条)

等

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

四 条約と現行条約との事項別対照表

事	
項	
条	
約	
現行条約	
条約	

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
学生	政府職員	退職年金	芸能人及び運動家	役員報酬	給与所得	独立の人的役務	譲渡収益	使用料	利子	配当	関連企業	国際海上運送及び国際航空運送	事業利得	不動産所得	恒久的施設	居住者	一般的定義	対象となる租税	対象となる者
第二十条	第十九条	第十八条	第十七条	第十六条	第十五条	第十四条	第十三条	第十二条	第十一条	第十条	第九条	第八条	第七条	第六条	第五条	第四条	第三条	第二条	第一条
第十八条	第十六条	第十五条	第十四条	第十三条	第十二条	第十二条	第十一条	第九条	第八条	第七条	なし	第六条	第五条	第十条	第四条	第一条	第三条	第二条	第一条

3	1	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
糸	冬了	効力発生	特典を受ける権利	外交使節団及び領事機関の構成員	租税の徴収における支援	情報の交換	相互協議手続	無差別待遇	二重課税の除去	その他の所得	匿名組合
第 二 一 <i>9</i>	<b>第三十一条</b>	第三十条	第二十九条	第二十八条	第二十七条	第二十六条	第二十五条	第二十四条	第二十三条	第二十二条	第二十一条
第二十 7 多	第二十六条	第二十五条	なし	なし	なし	第二十三条	第二十二条	第二十一条	第二十条	第十九条	なし